

審第4890号 - 1  
答 申 第597号  
令和6年3月29日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年2月24日付け教職第964号－1による下記の諮問について、  
別添のとおり答申します。

記

諮問第1139号

令和2年11月30日付けで審査請求人から提起された、令和2年10月27日  
付け教職第759号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決  
について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、令和2年10月27日付け教職第759号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、別表の「開示すべき部分」の欄に記載した各情報については開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和2年9月2日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件開示請求の内容は、「千葉県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成27年度分）。なお、大阪高等裁判所平成18年12月22日判決（平成18年（行コ）第26号公文書非公開決定取消請求控訴事件、同第68号同附帯控訴事件（判例タイムズNO. 1254（2008. 1. 15）151頁）、平成23年2月2日大阪高等裁判所判決（平成22年行コ第153号事件）（以上被告兵庫県（教育委員会））、平成29年3月2日神戸地方裁判所判決（平成28年（行ウ）第26号公文書非公開決定取消請求事件（被告神戸市（教育委員会）（法学セミナー2017/08/no751、117頁）（いずれも確定）など関連司法判断に従い、学校名、学校長名、教職員名など職務遂行情報は原則公開とすること。また令和元年10月4日付千葉県情報公開審査会答申第532号に従い、学校名、学校長名、教職員名など職務遂行情報は原則開示とすること。貴委員会は、本答申を尊重した裁決を未だ出していない。今回の請求の開示決定までに裁決が出ない場合、取消訴訟を提起する予定である。上記答申は必ずしも請求者の満足のいくものではないが、一部の学校において学校名、教職員名の公開を求めたことは評価できる。今回の開示においては、児童生徒

の特定可能性のある情報は上記関連諸判決や答申に違背しない限りで非開示とした上で、学校名、学校長名、教職員名など職務遂行情報を開示すること。本件が前回同様の学校名、学校長名、教職員名などの非開示が行われた場合、取消訴訟を提起する予定である。」である。

### 3 特定した対象文書

実施機関は本件開示請求に係る対象文書として、事故報告書（平成27年7月24日付け（以下「対象文書1」という。）、事故報告書（平成27年9月14日付け（以下「対象文書2」という。）、事故報告書（平成27年10月16日付け（以下「対象文書3」という。）、事故報告書（平成27年10月21日付け（以下「対象文書4」という。）、事故報告書（平成28年2月12日付け（以下「対象文書5」という。）、事故報告書（平成28年1月6日付け（以下「対象文書6」という。）、事故報告書（平成28年3月3日付け（以下「対象文書7」という。以下、対象文書7件をまとめて「本件対象文書」という。))を特定した。

### 4 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して本件決定を行った。

### 5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和2年11月30日付けで審査請求を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は審査請求書、反論書等において、以下のとおり主張している。

### 1 審査請求の趣旨

本件決定の部分開示決定処分を取消し、変更するとの決定（裁決）を求める。

### 2 審査請求の理由

今回部分開示を受けた行政文書（「本件文書」とする）の部分開示範囲は、千葉県情報公開条例（「本件条例」とする）、関連する平成18年12月22日大阪高等裁判所判決（平成18年行コ第26号事件、同第68号事件（判例タイムズNo. 1254（2008. 1. 15）151頁）（確定）、平成23年2月2日大阪高等裁判所判決（平成22年行コ第153号事件（確定）（以上被告兵庫県（教育委員会）、平成29年3月2日神戸地方裁判所判決（平成28年（行ウ）第26号公文書非公開決定取消請求事件（確定）（被告神戸市（教育委員会）（法学セミナー2017/08/no751, 117頁））（「関連判決」とする）等に照らし、違法な非開示部分を含むものである。

(1) 本件条例8条2号非該当（児童生徒を識別できる情報非該当）、発生場所、学年、組、実習名、授業名、部活動名等は児童生徒を識別できる情報ではないこと

本件審査請求においては、同種文書について以前出された千葉県情報公開審査会答申（答申第532号（令和元年10月4日）（「審査会答申」とする）における「第5、審査会の判断」（11～32頁）の関連箇所を参照しつつ、その問題点を指摘することによって、審査請求人の主張を示す。

審査会答申が、学校名や校長名、加害教員名等を非開示情報に当たらず公開せよとしたことは、正しい判断として評価する。他方で以下に見るように、それ以外の非開示部分が、関連判決などに照らして広きに失し、条例違反、関連判決違反と判断せざるをえない。

審査会答申は、「被害生徒、その保護者又は公務員以外の特定の個人を識別することができる情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、不開示とすべきである。そして、当該個人を識別することができるか否かの判断は、氏名、住所等により特定の個人を直接識別することができる場合だけでなく、その情報だけでは特定の個人を識別することはできないが、一般人が通常入手しうる関連情報と比較的容易に関連づけることができ、そのことにより、間接的に特定の個人を識別することができる場合も含まれると解する（上記判断基準を以下「一般人基準」という。）」（13頁）と正しく認定しながら、実際には一般人基準からは到底「通常入手しうる関連情報と比較的容易に関連づけることができ、そのことにより、間接的に特定の個人を識別することができる場合」とはいえない情報までも非開示としており、関連判決違反である。具体的には「発生場所、学年、組、実習名、授業名、部活動名等」である（14～17頁他）。以下論じる。

関連判決は次のように判断している。

「特定の個人を識別することができるもの」とは、氏名、住所等により特定の個人を直接識別することができる場合だけでなく、その情報だけでは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と比較的容易に関連付けることができ、そのことにより、間接的に特定の個人を識別することができる場合を含む趣旨ではあるが、本件条例の趣旨等にかんがみると、いわゆるモザイクアプローチを採用するとしても、これによって特定の個人を識別することが、通常的手段方法によって取得できる他の情報によって、相当程度の蓋然性をもってできる場合のみをいい、特別な手段方法をもって取得できる他の情報と関連付ければ、特定の個人を識別することができる可能性があるというにすぎない場合を除くものと解することが相当である（る）。

(平成18年高裁判決(151-152頁))

「特定の個人を識別することができるもの」とは、氏名、住所等により特定の個人を直接識別することができる場合だけでなく、その情報だけでは特定の個人を識別することはできないが、一般人が通常入手しうる関連情報と比較的容易に関連づけることができ、そのことにより、間接的に特定の個人を識別することができる場合も含まれると解するのが相当である。

ただし、このような方法による識別をも含むと解することにより、非公開情報の範囲が広がりすぎるのは相当ではないから、(ア)「識別することができるもの」とは、実際に識別できる場合に限られ、識別の可能性があるとすぎない場合は含まれず、

(イ)「一般人が通常入手しうる関連情報」とは、広く刊行されている新聞、雑誌、書籍や図書館等の公共施設で一般に入手可能な情報をいい、特別な調査を行わなければ入手できないような情報は含まれず、(ウ)「比較的容易に関連づけること…により特定の個人を識別することができる場合」については、特殊な知識の持ち主が長時間をかけて上記関連情報と照合して検討を加えない限り、特定の個人を識別することができない場合は含まれないと解するのが相当である。(平成22年地裁判決(15~16頁)、平成23年高裁判決も踏襲)

そこで、続いて、本件非公開部分が個人識別可能情報に該当するか検討するに、本件条例10条1号前段は、個人のプライバシーは、個人の尊厳に直接かかわる権利であり、一旦プライバシーが侵害されるとこれを事後的に回復することが困難であることから、個人のプライバシーに関する情報については、これを非公開としなければならないとして、個人のプライバシーを保護する旨定めたものと解される。このような同号の趣旨に鑑みると、同号前段の「特定の個人が識別されうる」情報とは、直接個人を識別する情報には当たらないものの、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる場合を含むものと解される。そして、照合の対象となる他の情報については、知る権利を具体化し市民の市政への参画に資するという情報公開制度の趣旨・目的と開示することにより害される権利利益の保護との調整の観点から、公開請求の対象となっている文書に記載された情報の性質や記載内容等に応じて、個別具体的に検討するのが相当である。

この点につき、被告は、本件においては、本件非公開部分と体罰を受けた被害生徒と同じ学級や部活動に所属する生徒、その保護者、当該学校の教職員、地域住民等といった学校関係者が保有し又は入手し得る情報とを照合することにより、被害生徒を特定することが可能であるから、照合の対象となる他の情報は、上記学校

関係者が保有し又は入手し得る情報を含むと主張する。

しかしながら、当該被害生徒と同じ学級や部活動に所属する生徒、その保護者、同生徒が通う学校の教職員、当該学校の地域住民など、当該被害生徒ないし当該体罰事故に関わる情報をもともと保有している者やそのような情報を入手しやすい状況にいる者がその情報を入手することを想定して当該被害生徒を特定し得るかどうかを決するとすれば、非開示の範囲が無限に広がりかねず、ひいては、市民の知る権利を具体化し、市の諸活動を市民に説明する責務を全うして市民の市政への参加等を推進するという本件条例における情報公開制度の趣旨を大きく没却する結果となり、相当でない。そこで、特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人が識別され、当該個人のプライバシーにかかわる情報が開示されることにより、個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合は格別、そのような事態までには至らない場合には、特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合により個人が識別されるのではなく、一般人を基準として、通常の方法により入手しあるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人を識別できることが相当程度の確実性をもって可能と認められる場合に限り、非開示とすべきものと解される。

本件各文書についてみるに、本件各文書に記載された体罰事故の被害生徒と同じ学級又は部活動に所属する生徒、当該体罰事故が起きた学校の教職員等の学校関係者が保有し又は当該体罰事故に関する調査をすることにより入手し得る情報との照合の結果、当該被害生徒を特定し得る可能性があること自体は否定できないが、体罰に至る経過、症状の程度、関係者への対応を含めた本件各文書に記載され、開示された内容は、当該被害生徒の年齢や本件各文書からうかがえる当該被害生徒の当時の状況に照らし、特異な行動をとったと認められるようなものや当該被害生徒の名誉を大きく侵害するようなものであるとはいえないことからすれば、個人の人格的利益や社会的評価に関して上記のような事態が生じる相当程度の蓋然性が生じるものとは認められない。したがって、本件各文書に記載された情報のうち本件条例10条1号前段の非開示情報に当たるか否かは、特定の立場にある者が有する情報との照合による個人の特定可能性ではなく、一般人が通常入手し得る情報との照合により、特定の個人を識別することが相当程度の確実性をもって可能と認められるか否かにより決すべきである。

そして、本件決定において、非開示とされた部分のうち原告が開示を求める部分

は別紙の「非公開部分」記載の各情報であるところ、加害教員の氏名が開示されたとしても、本件決定において開示された部分を含め、一般人が通常入手し得る情報と照合することにより、当該被害生徒を識別することが相当程度確実であるとは認められない。また、学級内で起きた体罰事故に関する報告書である本件文書4については、体罰事故の発生場所が開示されたとしても、やはり、本件決定において開示された部分を含め、一般人が通常入手し得る情報と照合することにより、当該被害生徒を識別することが相当程度確実であるとはいえない。さらに、部活動中の体罰事故に関する報告書である本件文書1、2、6～10については、部活動名及び部活動名を特定し得るような体罰事故の発生場所やその他の情報が非開示とされているところ、部活動名が開示され、あるいは、部活動名を特定し得る体罰事故発生場所等の情報が開示されることにより、当該被害生徒の所属する部活動が特定されるとしても、当該部活動には複数名の部員が所属しているものと認められるから、本件各文書中の既の開示済みの情報を含め、一般人が通常入手し得る情報と照合することにより、当該被害生徒を識別することが相当程度確実であるとは認められないし、当該被害生徒の部活動における役名が開示されたとしても、一般人が通常入手し得る情報と照合することにより、当該被害生徒を識別することが相当程度確実であるとは認められない（平成29年地裁判決13-16頁）

モザイクアプローチによった場合でも、特定の個人を識別することが、相当程度の蓋然性をもってできる場合のみをいい、「特別な手段方法」「特別な調査」で取得できる他の情報と関連付けることで特定の個人を識別することができる「可能性」があるというにすぎない場合は除かれ、「特殊な知識の持ち主が長時間をかけて上記関連情報と照合して検討を加えない限り、特定の個人を識別することができない場合は含まれない」のである。

また、事件関係者など「特定人」が「その情報を入手することを想定して当該被害生徒を特定し得るかどうかを決するとすれば、非開示の範囲が無限に広がりかねず、ひいては、市民の知る権利を具体化し、市の諸活動を市民に説明する責務を全うして市民の市政への参加等を推進するという本件条例における情報公開制度の趣旨を大きく没却する結果となり、相当でない」。よってそうした「特定人基準」が許されるのは、「個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合」、すなわち当該被害児童生徒が「特異な行動をとったと認められるようなもの」や、その「名誉を大きく侵害するようなもの」に限られ、そうでない場合は「一般人」を基準

せねばならない(「一般人基準」)。平成29年地裁判決の対象文書は、特定人基準を採らなければならないものではないので、一般人基準をとるべきであり、その結果、「加害教員の氏名」「体罰事故の発生場所」「部活動名」「部活動名を特定し得るような体罰事故の発生場所」「当該被害生徒の部活動における役名」などは開示されるべきであるとする。これはすなわち、学校名を公開し、さらにその上加害教師が担任である場合や部活動での体罰であった場合でも、加害教員や部活動名も原則公開すべきとしているのである。大規模校であろうとなかろうと、このような範囲までの開示が求められれば、対象児童生徒の範囲は同様に相当程度絞られうるのであって、にもかかわらず一般人基準からは学校の「体罰事故の発生場所」「部活動名」「部活動名を特定し得るような体罰事故の発生場所」「当該被害生徒の部活動における役名」等の非開示は認められないとするのが裁判所の判断である。

審査会答申は、対象文書記載の全ての体罰事件につき、その個別具体的内容を精査することなく、「在籍生徒数等」(15頁)や「受講者数等」(14頁)などを理由に、しかしその具体的内容をそれ以上論じることなく、上述のように「発生場所、学年、組、実習名、授業名、部活動名等」の非開示を認めているが、以上より関連判決違反である。この点につきさらに関連判決を精査する。

平成29年地裁判決では被告側は次のように主張している。

「本件条例の下での開示請求は、何人もこれを行うことができる(本件条例8条)とされている一方、実施機関は、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない(本件条例3条)とされている。そして、体罰を受けた事実及びその経緯に係る事実に関しては、体罰を受けたこと自体が好奇な目で見られる可能性もあるし、体罰を招くだけの不適切な言動を行ったとして非難される可能性や、体罰を受けた事実根拠のない憶測等が付加されて情報が伝播する可能性が否定できず、一旦そのような情報が開示されてしまえば、原状回復や情報の伝播の制御も不可能であり、事実上永久に情報が公開された状態となり、当該被害生徒が二次的被害を被るおそれがある。また、このような二次的被害は、被害生徒の周囲の者によりもたらされることの方が強く懸念される。そこで、本件のような学校での体罰に関する公文書の開示が求められている場合には、被害生徒の権利利益の保護を十分に図るため、照合する他の情報は、特定の関係者が保有し又は保有し得る情報を含むものと解すべきである。

そして、本件各文書についてみれば、[1]教職員が担任学級の生徒に対して体罰を行った事案(本件文書3~5)は、加害教員の氏名が開示されれば、当該学校の

教職員、同じ学校に通う児童生徒やその保護者に限らず地域住民等の学校関係者にとって、加害教員がどの学級を担任しているかを知っているか若しくは知ることができ、学級が特定されると、1学級の生徒数が概ね30～35名であり、被害生徒の性別の情報を併せると被害生徒の属する範囲がその約半数に絞り込まれ、更に、体罰に至る経過や被害生徒の年齢などの情報をも併せると、学校関係者において、被害生徒の属する範囲が10名程度までに限定することが可能となるため、加害教員の氏名、及び本件文書4については事故発生場所の詳細は被害生徒の特定につながる情報であり、[2]部活動の顧問が部員に対して体罰を行った事案（本件文書1、2、6～10）は、加害教員の氏名が開示されれば、学校関係者にとって、加害教員がどの部活動の顧問をしているか知っている若しくは知ることができ、部活動の在籍数によっては、同学年・同性の在籍者が10名程度に限定される場合があり、そのような場合には、加害教員の氏名、部活動の特定につながる部の名称、部の活動が限定されている場合の体罰の発生場所、部の特定につながる部活動の内容に関する情報も当該被害生徒の特定につながる情報であり、これと併せて一部の文書については、本人の名誉のため、体罰を受ける前の行動の一部も非公開とするのが相当である。」（平成29年地裁判決9-11頁）

このように対象者が10名程度に限られてしまう場合に限って加害教員の氏名は児童生徒を特定しうる情報であるから非公開とできるとの被告の主張さえ、裁判所の受け入れるところとはなっていない。であれば「在籍生徒数等」（15頁）や「受講者数等」（14頁）などを理由に、しかしその具体的内容をそれ以上論じることなく、上述のように「発生場所、学年、組、実習名、授業名、部活動名等」から児童生徒が特定可能であり非開示を認める、などという主張は、本判決の被告の主張より一般的・広範なものであって、さらに認められないというべきである。

以上、実施機関は司法判断を尊重すべきであり、「発生場所、学年、組、実習名、授業名、部活動名等」は児童生徒を識別することができる情報ではなく、開示されねばならない。

- (2) 「事故の程度」や「事故の状況及び原因」などにおける体罰の状況や関係者の言動等はそれだけでは本件条例8条2号本文後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合」にはあたらないこと。

本件答申は、「事故の程度」や「事故の状況及び原因」における広範な部分を条例8条2号本文後段該当と認め、非開示を容認している。その結果、どのような体罰

が行われどのような被害が生じているのか、ほとんど不明になっている。これでは本件条例前文の「県民の県政に対する理解と参加を促進し、開かれた県政を更に推進していくこと」にも「県民一人ひとりが県政に関する情報を適正に評価し、的確な意見を形成することが可能となるよう、県の保有する情報を広く県民に公開していくことが重要であり、県は、県民がひとしく享有する『知る権利』を尊重し、その保有する情報を県民のだれもが適切に知ることができる」ことにもならない。またその1条が定める「県の保有する情報の一層の公開を促進し、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図る」という目的にもかなわない。

そもそも、関連判決の対象文書となった兵庫県や神戸市の体罰事故報告書はもとより、関連判決を考慮した各地の教育委員会の公開範囲において、体罰内容・被害状況などをこのように秘匿する例は他になく、恥ずべきレベルであるといっても過言ではない。こうした他教委の事故報告書についても、前回の審査請求ですでに示しているところであるのに、このような広範かつ重要な情報の非開示を認め続けていることは全く認められない。またこの点は裁判所の司法判断を仰ぐに値するものであると考える。裁判所に取消訴訟を提起すれば、この点は必ず取り消されることになるであろう。

審査会答申は、「審査請求人は、条例第8条第2号本文後段が適用されるのは、個人のカルテや著作物、反省文など高度なセンシティブ情報に限られると主張するが、本県の条例の文言上このように限定した解釈をする根拠はない。」(13頁)と述べるが、不当である。なぜならここでは、「高度なセンシティブ情報」でなくとも広く本段を適用して一向に構わないと実質判断しているからである。以前も論じたとおり、本段適用が「高度なセンシティブ情報」に限られなければならないのは、本段の制定目的からくるものであると同時に、本段が容易に濫用可能なものであるからである。「千葉県情報公開条例解釈運用基準」が、本段適用の例として、「個人の思想、心身の状況に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報」(21頁)としているのは、その趣旨である。他方で本件文書では、体罰を受けた場所や回数、体罰用具、怪我の結果、当事者の言動等がことごとく非開示とされている。まさにここで危惧された濫用が行われているというほかない。体罰を受けた場所や回数、体罰用具、怪我の結果がどうして「個人の人格と密接に関係するもの」などといえるのか。「バットで5回足を殴られた」などそもそも「個人

の思想、心身の状況に関する情報」であるとさえもいえない客観情報ではないか。

審査会は本来このような濫用を防ぐべきであるにも関わらず、あたかも学校名や加害教員名の開示と交換条件にするかの如くにこのような非開示を認めてしまっている。しかし関連判決を参照しながら条例解釈を進めるという、本来法が求める道は、これらのどちらも開示すべきということである。実際に関連判決は、本段が適用されるのは、加害教員の反省文や顛末書など、「個人の人格と密接に関係する」部分に限定しており、体罰を受けた場所や回数、体罰用具、怪我の結果などはすべて、また当事者の言動なども原則は「個人の人格と密接に関係する」ものとはいえないとして開示している。これらは体罰事件という公務員の違法な職務遂行に関わる情報である以上、本来、公開が原則とされるべきものであり、被害児童生徒側の保護は、その氏名や住所が非公開とされている以上、「高度なセンシティブ情報」でなければそれ以上は必要ないと言わざるをえないのである。

### 3 実施機関の弁明に対する反論

#### (1) 弁明書の記載について

弁明書においては、本件決定については、令和元年10月4日付け答申に従ったと書かれているだけであるので、反論としては審査請求書に書いたものに特に付け加えることはない。参考資料として、他地域の同種文書を以下のとおり渡すので、実施機関の開示範囲が妥当なものかどうか、司法審査に耐えるものかどうか、判断願いたい。

#### (2) 関連判決に従っている他の教委の事例について

日本の都道府県及び政令指定都市の多くは、関連判決に従い、加害教員名までの開示に加えて体罰態様などの広範な開示に応じており、関連判決を無視する実施機関のような所は他にほとんど存在しない。司法判断を遵守するこれら教委の事例を書証で示す。申立人は、実施機関に特別なことをするよう求めているのではない。せめてこれら他の教委同様、関連判決を尊重し、法治主義原則に従うよう求めているにすぎない。

まず、関連判決の対象となった兵庫県と神戸市の現在の開示状況を示す。どちらも判決確定後は、判決内容に素直に従い、学校名、学校長名などは当然のこと、加害教員名までに加えて体罰態様など広範に開示している。ちなみに兵庫県の佐用町は人口が1万6千人程度とのことであり、学校数も児童生徒数も少ないものと思われるがこのように開示されている。

次に、直接関連判決の対象となつたわけでない教委でも、関連判決確定後、加害

教員名に加えて体罰態様など広範に開示している事例を示す。

まず北海道教委のものである。ちなみにこの事例の対象地区の音更町は、人口が4万4千人程度とのことであり、学校数も児童生徒数も少ないものと思われるがこのように開示されている。なお、このような開示のもととなった北海道情報公開審査会の答申は、学校体罰問題の深刻さを指摘し、その防止のための広範囲の情報開示の必要性をも指摘している。この4月から体罰は親でさえも禁止された（児童虐待の防止等に関する法律14条1項）のであり、学校での教師の暴力である体罰行為は一層許されないものというべきである。学校体罰の開示は「公益上の理由」があることを認めたものであり、実施機関にも同様の判断を望みたい。

なお、北海道の情報公開条例は、個人情報に関しては、個人識別に加えて「通常他人に知られたくないもの」という要件を課す「プライバシー型」の規定となっており、これは兵庫県と同形式である。都道府県と政令指定都市でこれと同形式かそれに近い規定を持つ自治体は、すべて教員名に加えて体罰態様など広範に開示に依っている。それらは、三重県、京都府、大阪府、神戸市である。大阪府と三重県の例を示す。ちなみにこの三重県の事例の対象地区の南伊勢町は、人口が1万4千人程度とのことであり、学校数も児童生徒数も少ないものと思われるがこのように開示されている。

次に、千葉県の情報公開条例と同形式の「個人識別型」で「職務の遂行に係る情報」については、公務員「当該者の職名及び氏名」を開示すべきとする規定又はそれに類した規定を持つ都道府県と政令指定都市のうち、現在までに加害教員名に加えて体罰態様など広範に開示している教委は次のとおりである。宮城県、仙台市、福島県、新潟県、新潟市、相模原市、静岡県、静岡市、浜松市、富山県、岐阜県、堺市、岡山県、岡山市、鳥取県、島根県、山口県、愛媛県、北九州市、佐賀県、熊本県、熊本市、宮崎県、大分県など。これらのうち、まず北九州市の事例を示す。また、この開示の基準となった北九州市情報公開審査会の答申は、インカメラ審査と関係者への聞き取りや調査を徹底して行い、関連判決もしっかり理解した上で詳細に書かれた優れたものである。実施機関にも同様の判断を望みたい。

さらに、ここでは過疎地も含まれる県の例を示す。新潟県、富山県、岐阜県、岡山県、山口県、愛媛県、佐賀県、熊本県である。ちなみに、このうち富山県の事例の対象地区の朝日町は、人口が1万1千人程度とのことであり、学校数も児童生徒数も少ないものと思われるがこのように開示されている。また岡山県の事例の対象地区の勝田郡奈義町は人口わずか6千人程度という過疎地であるが、同様に開示

されている。山口県の事例の周防大島町は人口2万人程度、佐賀県の事例の対象地区の杵島郡大町町は人口6千5百人程度、熊本県の事例の対象地区の下益城郡美里町は人口1万人程度とのことであり、いずれも小規模の自治体の学校であり学校数も児童生徒数も少ないものと思われるが、教員名に加えて体罰態様など広範に開示されている。

次に、青森県の情報公開条例と同形式の、「個人識別型」でありながら、「職務の遂行に係る情報」については、公務員「当該者の職名」は開示すべきとしつつ、その「氏名」については開示義務を明示しない規定又はそれに類した規定を持つところがある（国の情報公開法もこの類型である（5条1号ハ））。そのように明示的には公務員氏名の開示を義務付けていないところにおいてすら、条例解釈を通じて、以上の教委同様に、加害教員名に加えて体罰態様など広範に公開している都道府県教委、政令指定都市教委がある。それらは現在のところ次のとおりである。岩手県、栃木県、山梨県、滋賀県、奈良県、大阪市、和歌山県、広島市、鹿児島県。これらのうち、まず、栃木県の事例を示す。この事例の対象地区の栃木県塩谷郡塩谷町は、人口が1万2千人程度とのことであり、学校数も児童生徒数も少ないものと思われるが、このように開示されている。またこの開示の基礎となった栃木県行政不服審査会の答申は県の解釈運用基準を援用し、本件学校教員の氏名については栃木県情報公開条例7条2号ただし書きイにある、「慣行として公開されている情報」に該当するとした。関連判決もしっかり理解した上で、条文構造の違いや明文上の根拠の欠缺を超えて、関連判決の精神を活かそうとした優れたものである。実施機関にも同様の判断を望みたい。

次に、山梨県の事例を示す。この事例の対象地区の山梨県南都留郡山中湖村は、人口5千8百人程度とのことであり、学校数も児童生徒数も少ないものと思われるがこのように開示されている。またこの開示の基礎となった山梨県情報公開審査会の答申は、対象公文書には懲戒処分記載がないため、加害教員の氏名は個人の評価を低下させる情報ではないとし、それにより山梨県情報公開条例8条1号ただし書きイの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとした。関連判決もしっかり理解した上で、条文構造の違いや明文上の根拠の欠缺を超えて、関連判決の精神を活かそうとした優れたものである。実施機関にも同様の判断を望みたい。

さらにここでは、滋賀県、大阪市、奈良県、和歌山県の例も示す。これらが示すように「公務員の氏名」の開示が条例上必ずしも明示的に義務付けられていない

場合でも、本件公文書においては加害教員の氏名開示に加えて体罰態様など広範に開示を行っている教委も多い。実施機関にも同様の判断を望みたい。

#### 4 実施機関の再弁明に対する再反論

##### (1) 再反論の趣旨・再弁明の非開示理由の不当性の根拠

再弁明書の非開示理由は、非開示の根拠とはなりえない不当なものである。再弁明書の問題は、条例の規定に即して大きく次の2点である。第一は条例8条2号本文前段該当性のない情報をなんの説明もなく本段該当と認めていること、第二は条例8条2号本文後段該当性について、極めて広範囲に認定しており、条例解釈を誤っていることである。

##### (2) 条例8条2号本文前段該当性について

再弁明書では「一般人基準」を採ると明言しながら、それでは到底「特定の個人を識別することができる」とはいえない情報までもが、識別可能とされている。具体的には「年齢」「学年」「施設名」「職名」「学級」「性別」などである。これらを開示しただけでは、一般人基準によれば特定個人が識別できないことはいうまでもない。クラス名簿もないのに、複数いる児童生徒の中からどのように特定できるというのであろうか。関連判決における対象文書も学年や施設名、職名、性別などは開示されているし、他の自治体の事例でも、これらは開示されている。

##### (3) 条例8条2号本文後段該当性について

再弁明書は、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」という本条本号本文後段の解釈にかかわって、「同号後段において、特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人が識別され、当該個人のプライバシーに関わる情報が開示されることにより、個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる可能性が認められる場合には、不開示とする趣旨である。」とする。

すなわち、本号後段は、「特定人基準」で本人識別ができる場合に非開示にできる規定だとするのである。しかし、これは規定上「特定の個人を識別することはできないが」とあることと明白に矛盾する解釈であって、本段に相当する規定の解釈としてそのような理解を示すものは他に一つとしてない。畢竟実施機関の独自の見解というものである。本段では「個人識別」が前提とされていないのだから、そもそもどういった場合に個人識別可能かという一般人基準か特定人基準かを問う余地はない。であるから、いわゆるモザイク理論であるところの、本件公文書以外の「入手可能

な他の情報」との照合を問題にする余地もない。であれば「特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合」など問題にする余地はないのである。

「特定の個人を識別することはできない」という明文規定を、(特定人基準によって)「特定の個人を識別することができる」趣旨だ、などとするのは、法律論以前に言語の使用として矛盾しており、言葉の濫用である。詭弁を弄するのめたいがいにせよ。

こうした論理に立ち実施機関は「一般人基準によって特定の個人を識別できない場合であっても、情報の性質上個人が開示を望まないことにつき正当な利益を有する場合、すなわち個人の人格と密接に関連するもの等、一般人ならば通常他人に知られたいと認められる場合には、条例第8条第2号本文に該当し、不開示とすべきである。」「特定の個人を識別することができるものとは認められない場合でも、これを開示することにより、本件各対象文書ですでに開示されている情報と照合される結果、一体として条例第8条2号本文に該当する情報は、不開示とすべきである」とする。これは要するに、後段は広く解釈されるべきであり、また前段後段併せて非開示情報該当性を判断すべきである、といっているのであろう。どちらも誤りである。前者については後述する。後者については、前段後段は別の目的と趣旨をもつ規定なのであるから、法律論として合わせ技をする余地もなくその必要もない。問題はどちらかに該当するかどうかだけである。

このような到底あり得ない法の解釈に基づいて、多くの部分が非開示とされている。このような主張は、裁判所などの法的専門機関においては採用されることなど考えられないものであると断言できる。であれば、そうした理解に基づいて非公開とされている部分はすべて取り消されなければならない。

#### (4) 条例8条2号本文後段の解釈・適用について

本段の解釈・適用について、通常法律解釈を以下に示す。

本段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」という規定は、情報公開法と同一のものであるので、その解釈・運用を参考にすればよい。総務省の本段の解説によれば、「行政機関が保有する個人情報の大部分は、特定の個人を識別できる情報であり、これを不開示情報とすることで、個人の権利利益の保護は基本的には十分確保されると考えられる。」としたうえで、「しかしながら、中には、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他個人の正当な権利を害するおそれがあるものが認められるものがあることから、特定の個人を識別できない個人情報であっても、公にすることにより、なお個人の

権利利益を害するおそれがある場合について、補充的に不開示情報として規定したものである。」とされる。

ここからは、本段適用は例外的で補充的なものとされていることがわかる。また、本条本号本文前段に規定される個人識別情報と重疊的に適用されるような性質の規定でもないことがわかる。個人識別でない情報であつてなお非開示が認められるべき情報は、個人特定できる情報より要保護性が強いものであることは当然だから、これはいわば当然の法理というべきである。

さらにより詳細な解説によると、こうした「権利利益情報」を不開示情報とした趣旨として以下のように語られている。「一般的には『個人に関する情報』であつても、特定個人を識別できる部分を除外して開示すれば、当然個人の権利利益は害されないと考えられる。しかし、中には、個人識別部分を除いてもなお開示することで個人の正当な利益を害するおそれがあることもあり得よう。このような認識の下、本条1号本文は、個人識別情報に加え、補充的に利益侵害情報を不開示情報とした。」本件公文書など、『個人に関する情報』であつても、特定個人を識別する部分を除外して開示すれば、当然個人の権利利益は害されない」典型であつて、基本的に後段の出る幕はない。また、その立法経緯にさかのぼっても、そもそも「個人に関する情報のうち、社会生活上の情報にあつては、個人識別性がない状態であれば、これを開示しても、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益を害するおそれがないと認められるものが少なくない」とする考えが基本であつたことがわかる。そしてこれまで「利益侵害情報の具体例」として考えられてきたり、裁判例で認められてきたものをみても、個人識別情報とは別の高度にセンシティブな情報であり、「それを無断で開示された場合、単なる不快感にとどまらない精神的苦痛を受ける蓋然性が極めて高い」ものでなければならない。実施機関の主張するように、体罰事故報告書において特定人基準によって本人識別可能な場合において一般に本段該当とする見解は絶無である。それは本段の無原則な乱用というべきものにほかならないから、当然である。

以上から、一般人基準では児童生徒の個人特定が可能でない部分を、広範に本段該当として非開示としている実施機関の非開示処分が違法であることは明白である。

他方で、被害児童生徒が「特異な行動をとった」ものやその「名誉を大きく侵害するようなもの」であれば別扱いできることは関連判決も認めている（平成29年3月2日神戸地方裁判所判決15頁）。それゆえ実施機関の行うべきは、本件における体罰事案が、一般の体罰事案と異なる極めて要保護性の高い例外的なものである

ことを、情報の性質、内容等に応じて個別具体的に主張し、立証することである。あるいは非開示部分の中に、精神疾患の既往歴や複雑な家庭事情などの記述があるならば、その部分のみに限定して、必要最小限の非開示が必要であり、本段該当であることを、説得的に主張立証することである。しかし、そうしたことはなんらなされていらない。実施機関は、以上みたような不明瞭かつ抽象的な主張を繰り返すのみで、法的に説得力のある主張立証をなんらしていない。逆に、本件対象文書の開示部分からだけでもわかるのは、これらの事案はそこまで徹底的に秘匿・保護すべきものではなく、児童生徒の氏名や住所が非開示とされれば十分な一般的事件であって、関連判決の示すとおり原則的基準を持ってすれば十分なものばかりであるということである。

実施機関の広範な非開示部分は違法であることは明らかであって、取り消されるべきである。具体的には各文書において以上に批判した後段の拡張解釈あるいは前段後段一体の適用といった論理がとられている部分すべてであり、「事故の程度」「事故の状況」「事故の原因」「事故発生時の処置」「事故発生後の処置」「現場の見取り図」「事故発生までの学校の指導」「校長の所見」「校長の意見」「今後の対策」「その他の参考事項」などにおける非開示部分である。

#### (5) 結論

ここまで論じたとおり、本件公文書においては、加害教員のプライバシー該当性はなく、被害児童生徒名と保護者名等を除いては、被害児童生徒と保護者の個人識別性はない。また、それ以外の非開示事由も存在しない。よって本件決定による非開示範囲は広範にすぎる。

以上により実施機関の主張には理由はなく、申立人は、本件各文書の非開示部分についての非開示決定の取消を求める。

### 第4 実施機関の弁明、再弁明の要旨

実施機関は弁明書等において、以下のとおり主張している。

#### 1 概要

令和元年10月4日付け答申を受け、令和2年10月27日付けで裁決し、これに基づいて本件決定をした。本件審査請求については、これを棄却することが相当である。

#### 2 処分の理由

##### (1) 処分の内容について

本件審査請求に係る処分は、令和2年10月27日付け教職第759号で行った

行政文書部分開示決定である。本件開示請求に係る対象文書として7件の文書を特定した。

本件対象文書は、県立高等学校管理規則、〇〇〇〇市立小学校及び中学校管理規則、〇〇〇〇市立小学校及び中学校管理規則の規定により、校長が体罰に係る事故の報告書を実施機関に提出した行政文書である。

(2) 不開示部分について

本件対象文書のうち、「年齢」、「住所」、「学年」、「氏名」、「身体の部位」、「事故の詳細」、「発言内容」、「大会名」、「学校名」、「現場の見取り図」、「特定個人に関する記述」、「職名」、「学級」、「性別」、「生年月日」、「施設名」(以下、この項で「本件不開示部分」という。)は、条例第8条第2号に該当することから、当該部分をそれぞれ不開示とした。

(3) 条例第8条第2号該当性について

本件対象文書のうち、本件不開示部分は条例第8条第2号に該当することから、当該部分をそれぞれ不開示とした。

ア 当該教員が生徒に対し体罰を行ったことを示す情報は、他方で被害生徒が体罰を受けたことを示す情報としての一面も有する。そこで、本件各対象文書において、当該教員の職務の遂行に係る情報として認められた情報については、次のとおり判断する。

被害生徒、その保護者の個人を識別することができる情報は、条例第8条第2号本文に該当し、不開示とすべきである。そして、当該個人を識別することができるか否かの判断は、氏名、住所等により特定の個人を直接識別することができる場合だけでなく、その情報だけでは特定の個人を識別することはできないが、一般人が通常入手しうる関連情報と比較的容易に関連づけることができ、そのことにより、間接的に特定の個人を識別することができる場合も含まれると解する。

また、条例第8条第2号本文は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合には不開示とすべきことを定めている。したがって、一般人基準によって特定の個人を識別できない場合であっても、情報の性質上個人が開示を望まないことにつき正当な利益を有する場合、すなわち個人の人格と密接に関連するもの等、一般人ならば通常他人に知られたくないと認められる場合には、条例第8条第2号本文に該当し、不開示とすべきである。

さらに、不開示とされた情報それ自体では特定の個人を識別することができる

ものとは認められないと判断された情報であっても、これを開示することにより、本件各対象文書で既に関示されている情報と照合される結果、一体として条例第8条第2号本文に該当する情報は不開示とすべきである。

イ 「学年（対象文書1、2（「当該生徒」欄）、3、4（「当該生徒」欄）、5、7）」、「年齢」、「氏名」、「住所」、「性別」、「生年月日」は、当該生徒、その保護者、事故職員及び当事者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。したがって、上記情報は条例第8条第2号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とした。

ウ 「学年（対象文書4（「発生場所」「現場の見取図」欄）、6）」、「施設名（対象文書5「現場の見取図」欄以外）」、「職名（対象文書7「事故の状況」欄以外）」、「学級」、「特定個人に関する記述（対象文書7「当事者」欄）」は、当事者の職務の遂行に係る情報といえるが、その学年、名称を考慮すると事故の詳細に係る内容が判明することから、当該生徒を識別することができるものと認められる。したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とした。

エ 「学年（対象文書2「事故発生時の処置」欄）」、「身体の部位」、「事故の詳細」、「発言内容」、「大会名」、「学校名」、「現場の見取り図」、「特定個人に関する記述（対象文書7「当事者」欄以外）」、「施設名（対象文書5「現場の見取図欄」欄）」、「職名（対象文書7「事故の状況」欄）」には体罰の具体的な態様等やそれに至る経緯等が記載されている。この点、上記情報は、当事者の職務の遂行に係る情報といえ、また、生徒の個人に関する情報であるともいえるが、それ自体では特定の個人を識別することができるものとは認められない。しかしながら、上記情報には、体罰の原因となり得る当該生徒が行った行動等の記載が含まれており、このような情報の性質からすると、一般人ならば通常他人に知られたくないものと認められるため、公にすることにより、当該生徒の権利利益を害するおそれがあると認められる。したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とした。

## 2 弁明、再弁明の理由

審査請求人は、本件対象文書の部分開示範囲は、条例、関連する判例等に照らし、違法な非開示部分を含むと主張する。しかし、条例第8条第2号該当性については、次のとおりである。

### (1) 条例第8条第2号該当性について

条例第8条第2号にいう「個人に関する情報」については、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除外されている以外には文言上何ら限定がされていないから、個人の思想、信条、健康状態、所得、学歴、家族構成、住所等の私事に関する情報に限定されるものではなく、個人にかかわりのある情報であれば原則として同号にいう「個人に関する情報」に当たると解される（最高裁平成10年（行ヒ）第54号平成15年11月11日第三小法廷判決参照）。

本件不開示部分のうち氏名、住所については、一般人からみて特定の個人を識別することができる「個人に関する情報」であって、「当該情報・・・により」特定の個人を識別することができるものであることから、条例第8条第2号本文により不開示とする情報に該当する。

原則として「他の情報」については、一般人を基準として通常の方法で入手し、あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人を識別できる場合に不開示と定めるとともに、同号本文後段において、特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人が識別され、当該個人のプライバシーにかかわる情報が開示されることにより、個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる可能性が認められる場合には、不開示とする趣旨である。

本件不開示部分のうち、氏名、住所を除く情報についても、「発生場所、事故を起こした職員に係る情報（年齢、住所）、事故の状況に係る記載内容及び事故の処置に係る記載内容」と、一般人が通常の方法で入手し得る「他の情報」とを照合することにより、被害生徒等が識別できるといえる。

仮に、一般人が通常の方法で入手し得る他の情報と照合することにより、被害生徒等が識別できるといえないとしても、事故を起こした「学校」に係る情報、「発生場所」「事故を起こした職員に係る情報」（年齢、住所）、事故の状況に係る記載内容及び事故の処置に係る記載内容と、被害生徒等の保護者、学校関係者等の一定範囲の特定の立場にある者からするとそれらが有する情報あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人である被害生徒等が識別され、個人のプライバシーにかかわる情報が開示されることになり、個人の人格的利益が著しく侵害され、個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる可能性が十分にある。

したがって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものといえる。

(2) 条例第8条第2号ただし書ハ該当性について

条例第8条第2号ただし書ハの対象となる情報は、事故を起こした職員からすると開示すべき情報にあたるとしても、被害生徒等の不開示とすべき情報にも該当する場合、不開示としなければならない。

本件においても、仮に、職務遂行情報にあたるとしても、上記（1）で述べたとおり、公にすることにより、被害生徒等の個人の権利利益を害するおそれがある情報としての性質も併せもっているためこれを開示することはできない。

(3) 本件不開示部分は、条例第8条第2号ただし書イからニには該当しない

また、これらの情報を公にすると、個人の権利利益が害されるおそれがあることから、条例第9条第2項を適用することはできず、部分開示はできない。

よって、請求人の主張には理由がない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

本件決定においては、学校名、校長の氏名、加害教諭及び加害講師（以下、「加害教諭等」という。）の氏名、加害教諭等が担当する科目名や部活動名、事故発生日時等の情報に加え、事故の程度や状況等に係る一部の情報、事故後の処置等に係る大部分の情報が開示されている。また、事故発生場所のように、実施機関の開示、不開示の判断が統一されていない情報もある。このため、当審査会では基本的に以下の考え方により開示・不開示の判断を行うが、個々の開示・不開示については、これら実際に開示されている情報を考慮し、事案に即した判断を行うものである。

### 1 本件対象文書

本件対象文書は千葉県内の公立の高等学校及び小学校の平成27年度の体罰に係る事故報告書であり、高等学校5件、小学校2件、計7件の文書である。

対象文書1ないし7の不開示とされた各欄、(項目)及び不開示の部分は別表のとおりである。

### 2 開示・不開示の判断基準について

#### (1) 体罰に係る事故報告書の個人情報の判断について

本件対象文書は体罰に係る事故報告書である。事故報告書は県立高等学校管理規則等の規定により「事故、非行その他服務上又は身分上の取扱いを要すると認められる事実が発生したとき」等に、校長がその事実を教育委員会に報告するものである。

よって、本件対象文書には、体罰の加害教諭等である公務員の個人情報と被害生徒

及び被害児童（以下「被害生徒等」という。）やその親族など公務員以外の者の個人情報と一体不可分の形で記載されており、当該公務員の情報が職務遂行情報である場合は、条例第8条第2号ただし書きハの該当性について検討する必要がある。

しかしながら、ある情報が公務員にとっての個人情報であると同時に公務員以外の者にとっての個人情報でもある場合には、当該公務員にとっての不開示情報該当性と、他の個人にとっての不開示情報該当性は別個に検討する必要がある、そのいずれかに該当すれば、当該情報は不開示と判断すべきである。

### (2) 部分開示における個人情報の判断について

本件対象文書には加害教諭等及び被害生徒等の氏名と共に体罰の詳細情報が記載されており、本件対象文書の情報は条例第8条第2号にいう「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

条例第9条第2項は、当該情報のうち、氏名、生年月日、その他の特定の個人を識別することができることとなる記述の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、条例第8条第2号に含まれないものとみなす、と規定している。

よって、不開示部分を公にすることにより個人の権利利益が害されるおそれがあると認められる場合は、不開示部分は依然として条例第8条第2号に含まれ、不開示と判断すべきである。

### (3) 体罰等情報の判断について

体罰及び体罰に関連する不適切な言動（以下「体罰等」という。）は、被害生徒等の心身を傷付ける行為であり、その経緯や態様といった体罰等に係る情報は、その性質上、取扱いに配慮を要するといえる上、被害生徒等にとっては不名誉な事実を含む場合も多いと考えられる。特に、体罰等が行われた経緯及び体罰等に対する被害生徒等や保護者の言動等の詳細な記述については、それ自体が好奇の目で見られるなど、被害生徒等にとって通常他人に知られたくない情報である場合が多いものと思料される。

加えて、条例に基づく開示請求は何人においても行うことができ（条例第5条）、被害生徒等と特定の関係にある者が開示請求をする可能性が存することも併せ考慮すれば、被害生徒等が通う学校の在校生やその保護者、近隣住民等（以下、これらの者を「関係者等」という。）がこれらの情報を知った場合には、被害生徒等の周囲で話題となることが十分に予測され、人格形成の途上にある被害生徒等の健全な発育

に影響を及ぼすなど、これらの情報を公にすることにより被害生徒等の権利利益を害するおそれが十分にあるものと考えられる。

よって、本件対象文書に体罰等が行われた経緯及び体罰等に対する被害生徒等や保護者の言動等の詳細が記述されている場合、基本的に当該情報は条例第8条第2号本文後段に該当する可能性があるものとして個別にその内容を検討する必要がある、その情報が生徒等の権利利益を害するおそれがあると認められる場合には不開示と判断すべきである。

#### (4) 「他の情報」の判断について

条例第8条第2号の趣旨は、個人の尊厳を守る立場から個人のプライバシーを最大限保護しようというものである。同号は、個人のプライバシーの概念が未だ明確になっていない状況のもと、広く個人に関する情報について、特定の個人を識別することができる情報及び特定の個人は識別されないが公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれのある情報について同号イからニまでに定めるものに該当する場合を除き開示しないこととしている。その解釈及び運用に当たっては、条例第3条の「実施機関は、(中略)個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない」とする規定に照らし、特に慎重な配慮が求められる。

このため、「特定の個人を識別することができるもの」とは、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により特定の個人が識別され、又は識別され得る情報の全体をいうものと解釈される。

このことから、条例第8条第2号に定める「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」の識別可能性の程度や「他の情報」の範囲については、通常は一般人を基準として容易に入手し得る情報をいうものとされているが、上述した同号の趣旨を踏まえると、問題となっている個人情報 の性質、内容等に応じたプライバシー保護の必要性に照らして、個別に決定すべきものと考えられる。

そして、本件対象文書は公立学校における体罰に係る事故報告書であるところ、上述したとおり、体罰等に係る情報は、被害生徒等にとっては不名誉な事実を含む場合も多くある上、体罰等に係る詳細な記述は、それ自体が被害生徒等を好奇の目にさらす可能性を持つものであって、被害生徒等にとって通常他人に知られたくない情報

である場合が多いものと思料されることからすれば、本件対象文書に記載された情報については、被害生徒等のプライバシー保護の必要性が高いものと認められる。

したがって、本件にあつては、関係者等が知り得る情報についても「他の情報」に含まれると解すべきであつて、一般人を基準として容易に入手し得る情報に加え、これらの者が知り得る情報も照合した場合に、個人を識別できる相当程度の可能性があるか否かについて判断するのが相当であり、その判断の結果、相当程度の可能性があると認められる場合は、条例第8条第2号本文前段の「特定の個人を識別することができるもの」に該当すると判断すべきである。

これに加えて、本件決定においては、上述したとおり、既に学校名、加害教諭等の氏名、事故発生日時等の情報に加え、事故の程度や状況等に係る一部の情報などが開示されている。そのため、前記個人を識別できる相当程度の可能性については、これら既に開示された情報をも加えてその有無を判断せざるを得ないものというべきである。

以上の判断基準に基づき、不開示とされた情報の条例第8条第2号該当性について、以下検討する。

### 3 対象文書1について

#### (1) 当事者の年齢、住所、当該生徒の学年、氏名、住所、保護者名

上記情報は、職員、生徒、その保護者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、当該不開示部分は条例第8条第2号本文前段に該当する。

#### (2) 事故の程度、事故の状況及び原因

上記欄の不開示部分には、いずれも体罰等が行われた経緯の詳細が記載されており、これらの情報を公にすることにより、被害生徒の権利利益を害するおそれがあると認められるため、当該不開示部分は条例第8条第2号本文後段に該当する。

#### (3) 事故発生時の処置

上記欄の不開示部分には事故発生後の処置が記載されているが、その内容は体罰等の詳細な情報とまでは言えず、かつ、個人の人格と密接に関わる情報でもないため、これらの情報を公にすることにより、被害生徒やその親族の権利利益を害するおそれがあるものとは認められない。

また、当該不開示部分と「他の情報」を照合することにより被害生徒など特定の個人を識別することができるものとは認められず、これらの情報は条例第8条第2号のいずれにも該当しないため、開示すべきである。

#### 4 対象文書2について

##### (1) 当事者の年齢、住所、当該生徒の学年、氏名、住所、保護者名

上記情報は、職員、生徒、その保護者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、当該不開示部分は条例第8条第2号本文前段に該当する。

##### (2) 事故の程度、事故の状況及び原因

上記欄の不開示部分にはいずれも体罰等が行われた経緯の詳細が記載されており、これらの情報を公にすることにより、被害生徒の権利利益を害するおそれがあると認められるため、当該不開示部分は条例第8条第2号本文後段に該当する。

##### (3) 発生場所、現場の見取り図

上記欄の不開示部分には体罰事故が発生した具体的な場所が記載されており、本件決定で実際に開示された学校名、事故発生日時、加害教諭の氏名等の情報を考慮した上で当該不開示部分の個人情報識別性を判断すると、当該情報を公にすることによって関係者等が知り得る「他の情報」と照合することにより、被害生徒など特定の個人を識別することができる相当程度の可能性があるものと認められる。

よって、当該不開示部分は特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文前段に該当する。

##### (4) 事故発生時の処置

上記欄の不開示部分には事故発生後の処置が記載されている。本件決定では既に学校名、事故発生日時、加害教諭の氏名、加害教諭が担当する部活動名、被害生徒らが部活動に参加していること等の情報が開示されており、これらのことを考慮した上で当該不開示部分の個人情報識別性を判断すると、当該不開示部分の情報を公にすることによって関係者等が知り得る「他の情報」と照合することにより、被害生徒など特定の個人を識別することができる相当程度の可能性があるものと認められる。

よって、当該不開示部分は特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文前段に該当する。

##### (5) その他の参考事項

(1)の不開示部分には体罰事故発生前の状況、加害教諭の暴言が記載されており、その内容は体罰等の詳細な情報である。よって、これらの情報を公にすることにより、被害生徒の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、当該不開示部分は条例第8条第2号本文後段に該当する。

一方、上記欄の(5)及び(6)の不開示部分は、上記(4)と同種の情報であり、上記(4)と同様の理由により、条例第8条第2号本文前段に該当する。

## 5 対象文書3について

### (1) 当事者の年齢、住所、当該生徒の学年、氏名、住所、保護者名

上記情報は、職員、生徒、その保護者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、当該不開示部分は条例第8条第2号本文前段に該当する。

### (2) 事故の程度、事故の状況及び原因

上記欄の不開示部分にはいずれも体罰等が行われた経緯の詳細が記載されており、これらの情報を公にすることにより、被害生徒の権利利益を害するおそれがあると認められるため、当該不開示部分は条例第8条第2号本文後段に該当する。

### (3) 現場の見取り図

上記欄の不開示部分には体罰事故が発生した現場の図面が記載されており、その内容は体罰等に係る情報の一部であるが、記載内容からするとこの情報を公にすることにより、被害生徒の権利利益を害するおそれがあるとまでは認められない。

また、当該不開示部分と「他の情報」を照合することにより被害生徒など特定の個人を識別することができるものとは認められない。

なお、本件決定では他の対象文書において現場の図面をいずれも開示しており、上記欄の不開示部分に限って不開示とすべき特段の記載も認められない。

よって、これらの情報は条例第8条第2号のいずれにも該当しないため、開示すべきである。

### (4) 事故発生時の処置、事故発生までの学校の指導、校長の意見、今後の対策

上記欄には事故発生後の状況、校長の対応等が記載されている。本件決定では既に学校名、事故発生日時、加害教諭の氏名、加害教諭が担当する部活動名、体罰事故が部員に関するものであること等の情報が開示されており、これらのことを考慮した上で当該不開示部分の個人情報識別性を判断すると、「事故発生時の処置」欄の平成27年8月19日、8月25日、9月2日の各不開示部分については、当該情報を公にすることによって関係者等が知り得る「他の情報」と照合することにより、被害生徒など特定の個人を識別することができる相当程度の可能性があるものと認められる。

よって、当該不開示部分は特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文前段に該当する。

一方、その他の不開示部分については、体罰等の詳細な情報ではなく、これらの情報を公にすることにより被害生徒の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。また、当該不開示部分と「他の情報」を照合することによって被害生徒など特定の個人を識別することができるものとは認められず、これらの情報は条例第8条第2号のいずれにも該当しないため、開示すべきである。

#### (5) その他の参考事項

上記欄には事故発生前後の状況、校長の対応等が記載されており、(1)の不開示部分には被害生徒の事故後の行動が記載されているが、体罰等の詳細な情報ではなく、これらの情報を公にすることにより被害生徒の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、当該不開示部分と「他の情報」を照合することによって被害生徒など特定の個人を識別することができるものとは認められず、これらの情報は条例第8条第2号のいずれにも該当しないため、開示すべきである。

一方、(2)ないし(4)の不開示部分には事故前後の状況が記載されているが、本件決定では既に学校名、事故発生日時、加害教諭の氏名、加害教諭が担当する部活動名、体罰事故が部員に関するものであること等の情報が開示されており、これらのことを考慮した上で当該不開示部分の個人情報識別性を判断すると、当該情報を公にすることによって関係者等が知り得る「他の情報」と照合することにより、被害生徒など特定の個人を識別することができる相当程度の可能性があるものと認められる。

よって、当該不開示部分は特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文前段に該当する。

### 6 対象文書4について

#### (1) 当事者の年齢、住所、当該生徒の学年、氏名、住所、保護者名

上記情報は、職員、生徒、その保護者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、当該不開示部分は条例第8条第2号本文前段に該当する。

#### (2) 事故の程度、事故の状況及び原因

上記欄の不開示部分には、いずれも体罰等が行われた経緯の詳細が記載されており、これらの情報を公にすることにより、被害生徒の権利利益を害するおそれがあると認められるため、当該不開示部分は条例第8条第2号本文後段に該当する。

#### (3) 発生場所、現場の見取り図

上記欄の不開示部分には体罰事故が発生した具体的な場所が記載されており、本件決定で実際に開示された学校名、事故発生日時、加害教諭の氏名等の情報を考慮した上で当該不開示部分の個人情報識別性を判断すると、当該情報を公にすることによって関係者等が知り得る「他の情報」と照合することにより、被害生徒など特定の個人を識別することができる相当程度の可能性があるものと認められる。

よって、当該不開示部分は特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文前段に該当する。

#### (4) 事故発生時の処置、事故発生までの学校の指導

上記欄の不開示部分には事故発生直後の状況や被害生徒の言動等の詳細が記載されており、いずれも体罰等に関する詳細な情報である。よって、これらの情報を公にすることにより、被害生徒の権利利益を害するおそれがあると認められるため、当該不開示部分は条例第8条第2号本文後段に該当する。

#### (5) その他の参考事項

(3)の不開示部分には加害教諭の私事に関する情報を含む情報が記載されており、特定の個人を識別することができるものと認められるため、当該不開示部分は条例第8条第2号本文前段に該当する。

(5)、(6)及び(9)の不開示部分には体罰等に関連する被害生徒や保護者の言動が具体的に記載されており、いずれも体罰等に関する詳細な情報である。よって、これらの情報を公にすることにより、被害生徒等の権利利益を害するおそれがあると認められるため、当該不開示部分は条例第8条第2号本文後段に該当する。

### 7 対象文書5について

#### (1) 事故職員の年齢、住所、相手側の学年、氏名、住所、保護者名

上記情報は、職員、生徒、その保護者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、当該不開示部分は条例第8条第2号本文前段に該当する。

#### (2) 事故の程度、事故の状況及び原因

上記欄の不開示部分にはいずれも体罰等が行われた経緯の詳細が記載されており、これらの情報を公にすることにより、被害生徒の権利利益を害するおそれがあると認められるため、当該不開示部分は条例第8条第2号本文後段に該当する。

#### (3) 発生場所、現場の見取り図

上記欄の不開示部分には体罰事故が発生した具体的な場所が記載されており、本件決定で実際に開示された学校名、事故発生日時、加害教諭の氏名等の情報を考慮

した上で当該不開示部分の個人情報識別性を判断すると、当該情報を公にすることによって関係者等が知り得る「他の情報」と照合することにより、被害生徒など特定の個人を識別することができる相当程度の可能性があるものと認められる。

よって、当該不開示部分は特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文前段に該当する。

#### (4) 事故発生時の処置

上記欄の不開示部分には事故発生直後の状況が記載されており、その内容はいずれも体罰等が行われた経緯や被害生徒の言動の詳細であって、これらの情報を公にすることにより、被害生徒の権利利益を害するおそれがあると認められるため、当該不開示部分は条例第8条第2号本文後段に該当する。

### 8 対象文書6について

#### (1) 当事者の年齢、学年、住所、氏名、保護者名

上記情報は、職員、児童、その保護者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、当該不開示部分は条例第8条第2号本文前段に該当する。

#### (2) 事故の程度、事故の状況、事故の原因

上記欄の不開示部分にはいずれも体罰等が行われた経緯の詳細が記載されており、これらの情報を公にすることにより、被害児童の権利利益を害するおそれがあると認められるため、当該不開示部分は条例第8条第2号本文後段に該当する。

#### (3) 事故発生後の処置

上記欄には事故発生後の状況、校長の対応等が記載されているが、このうち、12月17日から12月22日までの不開示部分は、いずれも体罰等が行われた経緯や体罰に対する被害児童及び保護者の言動の詳細であり、これらの情報を公にすることにより、被害児童の権利利益を害するおそれがあると認められるため、当該不開示部分は条例第8条第2号本文後段に該当する。

12月23日及び12月24日午後1時40分の後半の不開示部分は、被害児童の保護者の発言ではあるが、体罰等の詳細な情報とまでは言えず、かつ、個人の人格と密接に関わる情報でもないため、これらの情報を公にすることにより被害児童の権利利益を害するおそれがあるものとは認められない。また、当該不開示部分と「他の情報」を照合することにより、被害児童など特定の個人を識別することができるものとは認められず、これらの情報は条例第8条第2号のいずれにも該当しないため、開示すべきである。

当欄の不開示部分のうち、その余の不開示部分には、学校の対応等が記載されているが、本件決定で実際に開示された学校名、事故発生日時、加害講師の氏名等の情報を考慮した上で当該不開示部分の個人情報識別性を判断すると、当該情報を公にすることによって関係者等が知り得る「他の情報」と照合することにより、被害児童など特定の個人を識別することができる相当程度の可能性があるものと認められる。

よって、当該不開示部分は特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文前段に該当する。

## 9 対象文書7について

### (1) 当事者の氏名、住所、年齢、性別、生年月日、校務分掌等、保護者名

上記情報は、職員、児童、その保護者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、当該不開示部分は条例第8条第2号本文前段に該当する。

### (2) 発生日時、発生場所

上記欄の不開示部分には記録者又は体罰事故が発生した具体的な場所が記載されているが、本件決定で実際に開示された学校名、事故発生日時、加害教諭の氏名等の情報を考慮した上で当該不開示部分の個人情報識別性を判断すると、当該情報を公にすることによって関係者等が知り得る「他の情報」と照合することにより、被害児童など特定の個人を識別することができる相当程度の可能性があるものと認められる。

よって、当該不開示部分は特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文前段に該当する。

### (3) 事故の程度、事故の状況

上記欄の不開示部分にはいずれも体罰等が行われた経緯の詳細が記載されており、これらの情報を公にすることにより、被害児童の権利利益を害するおそれがあると認められるため、当該不開示部分は条例第8条第2号本文後段に該当する。

### (4) 事故の原因

上記欄の不開示部分にはいずれも体罰事故の原因が記載されているが、その内容は体罰等が行われた一連の経緯に関する詳細な情報であり、これらの情報を公にすることにより、被害児童の権利利益を害するおそれがあると認められるため、当該不開示部分は条例第8条第2号本文後段に該当する。

### (5) 事故発生後の処置、校長の意見

上記欄の不開示部分には事故発生後の処置及び校長の意見が記載されているが、その内容は体罰等の詳細な情報とまでは言えず、かつ、個人の人格と密接に関わる

情報でもないため、これらの情報を公にすることにより被害児童の権利利益を害するおそれがあるものとは認められない。

また、当該不開示部分と「他の情報」を照合することにより被害児童など特定の個人を識別することができるものとは認められず、これらの情報は条例第8条第2号のいずれにも該当しないため、開示すべきである。

#### 10 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

#### 11 附言

実施機関は、令和元年10月4日付けの当審査会の答申を受けて本件決定をしたと弁明しているところである。しかしながら、当審査会が本件決定の内容を見分したところ、本件決定は、必ずしも当該答申の内容を正確に理解したものとは言い難く、当審査会としては、今後、実施機関が以下の点に留意して開示・不開示の判断をされるよう求めるものである。

##### (1) 情報項目にのみ着目して開示の可否を判断するものではないこと

条例第8条第2号に規定する「特定の個人を識別することができるもの」については、個人のプライバシーを最大限保護するため、プライバシーであるか否か不明確な個人に関する情報も含め、特定の個人を識別できると認められる情報を開示してはならないこととしたものである。

このとき、開示対象となる情報そのものでは特定の個人を識別することができない場合であっても、「他の情報」との照合により特定の個人を識別することができる場合には、これを条例第8条第2号により、不開示とすべきとされている。

ここにいう「他の情報」について、本答申は、通常は一般人を基準として容易に入手し得る情報であるとしつつ、情報判断対象となっている個人情報 の性質、内容に応じたプライバシー保護の必要性に照らし、関係者等が知り得る情報についても前記「他の情報」に含まれる場合があるとしたものである。

実施機関においては、従前の裁決あるいは答申において開示又は不開示とされた情報項目にのみ着目して開示の可否を判断することなく、判断対象とする情報について、前記のプライバシー保護の必要性を適切に検討した上、当該情報に加え、ほかのどのような情報を照合すれば、特定の個人を識別することができるに至るのか、具体的に検討をされた上で判断対象となる情報の開示の可否について適切に判断をされたい。

また、情報項目にのみ着目して開示の可否を判断した結果、有意の情報が記録されていない部分のみが開示されるなど、部分開示が必要以上に細分化された場合、判断の不統一や不開示情報の推測につながるおそれがあるため、この点についても留意されたい。

(2) 判断対象となる情報とそれ以外の情報との相互の関連に留意すること

判断対象とされた情報が、特定の個人を識別することができるかどうかは、当該情報が記載された対象文書に記載された他の情報との対照によっても判断する必要がある。したがって、対象文書中で開示する情報の項目によって、判断対象とされる情報の開示の可否について結論が変わり得ることになる。

したがって、実施機関においては、判断対象となる情報と、対象文書に記載された情報以外の情報及び対象文書中に記載された情報との相互の関連に留意しつつ、両者のいずれをも開示した場合に、特定の個人を識別することができるに至ることがないように、適切に検討されたい。

(3) 「他の情報」を適切に想定すること

本答申に係る事案は、体罰事故に関する報告書であるところ、体罰が、被害生徒の心身を傷つける行為であり、体罰の経緯や態様といった体罰に係る情報は、その性質上、取扱いに配慮を要すると言える上、被害生徒にとって不名誉な事実を含む場合も多いと考えられる。

したがって、当該情報は、性質上、プライバシー保護の必要性が高度に認められることから、判断対象となる情報と対照すべき「他の情報」については、関係者等が知り得る情報についても適切にこれを想定して、特定個人を識別することができるかどうかを検討されたい。

1.2 結論

以上のとおり、実施機関が本件決定で不開示とした情報のうち、別表の「開示すべき部分」欄に記載した各情報は、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 2月24日	諮問書の受理

年 月 日	処 理 内 容
令和3年10月 4日	(再) 弁明書の受理
令和3年10月26日	再反論書の受理
令和5年 1月31日	審議
令和5年 2月28日	審議
令和5年 3月28日	審議
令和5年 4月28日	審議
令和5年 5月31日	審議
令和5年 6月30日	審議
令和5年 7月28日	審議
令和5年 9月28日	審議

別表

対象 文書	欄名	不開示部分	開示すべき部分
1	4 当事者	年齢、住所	
	5 当該生徒	学年、氏名、住所、保護者名	
	6 事故の程度	事故の内容	
	7 事故の状況及び原因	事故の内容	
	9 事故発生時の処置	事故処置の内容	不開示部分
2	3 発生場所	場所	
	4 当事者	年齢、住所	
	5 当該生徒	学年、氏名、住所、保護者名	
	6 事故の程度	事故の内容	
	7 事故の状況及び原因	事故の内容	
	8 現場の見取り図	場所	
	9 事故発生時の処置	事故処置の内容	
	13 その他の参考事項	参考事項	
3	4 当事者	年齢、住所	
	5 当該生徒	学年、氏名、住所、保護者名	

対象 文書	欄名	不開示部分	開示すべき部分
	6 事故の程度	事故の内容	
	7 事故の状況及び原因	事故の内容	
	8 現場の見取り図	図面	図面
	9 事故発生時の処置	事故処置の内容	7月23日から8月18日までの不開示部分
	10 事故発生までの学校の指導	事故発生までの学校の指導の内容	不開示部分
	11 校長の意見	校長の意見の内容	不開示部分
	12 今後の対策	今後の対策の内容	不開示部分
	13 その他の参考事項	参考事項	(1)の不開示部分
4	3 発生場所	学年	
	4 当事者	年齢、住所	
	5 当該生徒	学年、氏名、住所、保護者名	
	6 事故の程度	事故の内容	
	7 事故の状況及び原因	事故の内容	
	8 現場の見取り図	学年	
	9 事故発生時の処置	事故処置の内容	
	10 事故発生までの学校の指導	事故発生までの学校の指導の内容	
	13 その他の参考事項	参考事項	
5	3 発生場所	場所	
	4 事故職員	年齢、住所	
	5 相手側	学年、氏名、住所、保護者名	
	6 事故の程度	事故の内容	
	7 事故の状況及び原因	事故の内容	
	8 現場の見取り図	場所	

対象 文書	欄名	不開示部分	開示すべき部分
	9 事故発生時の処置	事故処置の内容	
6	I 4 当事者	年齢、住所、氏名、学年、保護者氏名	
	I 5 事故の程度	事故の内容	
	II 1 事故の状況と現場見取図	事故の内容	
	II 2 事故の原因	事故の原因	
	III 事故発生後の処置	事故処置の内容	1 2月23日の不開示部分。 1 2月24日、午後1時40分の後半の不開示部分。
7	1 (2) 発生日時	記録者	
	1 (3) 発生場所	場所	
	1 (4) 当事者	性別、生年月日、年齢、氏名、校務分掌等、住所、保護者氏名	
	1 (5) 事故の程度	事故の内容	
	2 (1) 事故の状況	事故の内容	
	2 (2) 事故の原因	事故の原因	
	3 事故発生後の処置	事故処置の内容	不開示部分
	4 校長の意見	校長の意見の内容	不開示部分

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏名	職業等	備考
伊藤 義文	弁護士	部会長職務代理者
中岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)